

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	40	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（自動車取得税）</u>		
要望項目名	低燃費かつ低排出ガス車に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 低燃費かつ低排出ガス車（新車以外）を取得した場合に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ☆☆☆☆<sup>(注1)</sup>かつ燃費基準+25%達成車<sup>(注2)</sup> : 課税標準を取得価額から30万円控除</li> <li>・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%又は20%達成車 : 課税標準を取得価額から15万円控除</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔 (注1) ☆☆☆☆ : 排出ガスを平成17年基準に比べ75%以上低減した自動車 (注2) 燃費基準+25%達成車 : 省エネ法に基づく燃費基準を25%以上向上した自動車 〕</p>		
関係条文	<p>地方税法第118条、地方税法附則第12条の2の2第12項～第14項 地方税法施行規則附則第4条の4第24項～第28項</p>		
要望理由	<p>京都議定書に基づく我が国のCO<sub>2</sub>削減目標を達成するためには、運輸部門からのCO<sub>2</sub>排出量を平成22年度において平成2年度比10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があり、このため、平成20年3月に閣議決定された「改訂京都議定書目標達成計画」において、自動車単体対策として「トップランナー基準による自動車の燃費改善」等により、平成22年度までに2,470万t～2,550万tのCO<sub>2</sub>を削減することが求められているほか、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、次世代自動車について、2020年までに新車販売の2台に1台の割合で導入することを目標としている。</p> <p>また、NO<sub>2</sub>及びSPMIに係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残っており、未達成地域については出来るだけ早期に環境基準を達成し、達成地域においても良好な環境を維持する必要がある。</p> <p>これらの目標を達成するためには、低燃費かつ低排出ガス車の普及をより一層促進させることが重要であるが、中古自動車についても、これら自動車の流通を促すため、自動車の取得に係る税制において負担を軽減する本特例措置により、自動車ユーザーを低燃費かつ低排出ガス車へ誘導することが必要である。</p>		
減収見込額	<p>(初年度) - (3,990) (平年度) - (4,780) (単位: 百万円)</p>		
地方税以外の措置	既存	<p>・ 国税 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の時的減免措置</p> <p>・ 融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助</p>	
	22年度の要望	<p>・ 国税</p> <p>・ 融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助</p>	
過去の要望経緯	<p>・ 平成11年度: 創設</p> <p>・ 平成13年度: 軽減対象に☆制度を導入し、1年間延長</p> <p>・ 平成14年度: 1年間延長</p> <p>・ 平成15年度: 環境性能で軽減対象を重点化し、1年間延長</p> <p>・ 平成16年度: 軽減対象を新☆制度に見直し、2年間延長</p> <p>・ 平成18年度: 環境性能で軽減対象を重点化し、2年間延長</p>		

	・平成 20 年度：環境性能で軽減対象を重点化し、2 年間延長
本要望に 対応する 縮減案	